

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月10日
【届出者の氏名又は名称】	J S R株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03(6218)3500(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 藤本 隆
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	J S R株式会社 (東京都港区東新橋一丁目9番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、J S R株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社医学生物学研究所をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

株式会社医学生物学研究所

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）8,704,000株（株式所有割合（注）：33.18%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。この度、当社は、平成27年2月9日開催の取締役会において、対象者を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

（注） 株式所有割合とは、対象者が平成27年2月6日に提出した第46期第3四半期報告書（以下「第46期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数（26,059,000株）に、新株予約権（376個：対象者によれば、対象者が平成26年6月25日に提出した第45期有価証券報告書に記載された平成26年5月31日現在の新株予約権の数（376個）から変更はないとのこと。）の目的となる対象者株式の数（376,000株）を加え、対象者が平成27年1月26日に公表した平成27年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「平成27年3月期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された平成26年12月31日現在対象者が所有する普通株式に係る自己株式数（204,248株）を控除した株式数（26,230,752株）に対する割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。以下、株式所有割合について同じとします。

本公開買付けは、当社が対象者の議決権の過半数を取得し対象者を連結子会社化することを目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を4,674,000株（株式所有割合：17.82%）としております。なお、本公開買付けにより当該4,674,000株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式（13,378,000株）の株式所有割合は51.00%であり、当社及び特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）及び対象者を除きます。）が所有することとなる対象者株式（14,205,402株）の株式所有割合は最大で54.16%となります。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（4,674,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,674,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、対象者が平成27年2月9日に公表した「J S R株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付けの諸条件、対象者が公開買付者の連結子会社となることで期待できるシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、平成27年2月9日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をするに至ったとのこと。また、上記取締役会においては、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）より取得した株式価値算定書に照らせば本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）が株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、本公開買付け価格は不合理なものではないと考えられ、また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、対象者株主の皆様において本公開買付け後も引き続き対象者株式をJASDAQにおいて売却する機会が維持されることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのこと。対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

#### (2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和32年に合成ゴムの国産化を目指して設立され、合成ゴムからエマルジョンや合成樹脂へと石油化学系事業を展開するとともに、当社固有の高分子技術を活用して半導体材料・ディスプレイ材料・光学材料等へ業容を拡大し、情報電子材料を核としたファイン事業を推進してまいりました。また、石油化学系事業とファイン事業に次ぐ新たな柱を目指して新規事業の育成に注力しております。平成26年4月にスタートした中期経営計画「JSR20i6」では、戦略事業に関して、社会的課題の中でも特に化学企業の貢献が期待されるライフサイエンス分

野とリチウムイオンキャパシタ関連分野に特化、注力することにしました。その中で、ライフサイエンス事業は、バイオプロセス材料・診断試薬中間体・高機能メディカルポリマー等の開発・販売を、グループを挙げてのグローバル体制にて推進しており、特に、医療トレンドが低分子薬から高分子薬へシフトする中、先端医薬品研究用試薬や診断試薬の事業化（以下「創薬支援試薬・診断試薬事業」といいます。）を、日本・米国・欧州・中国等で積極的に進めております。

一方、対象者は、昭和44年に日本で最初の抗体メーカーとして設立されてから現在に至るまで、ライフサイエンス分野、とりわけ免疫学・分子生物学・細胞生物学の領域で研究用試薬の開発・販売や臨床検査薬分野において事業活動を進めてまいりました。近年では、免疫学的な検査に加えて遺伝子検査試薬や病理・細胞診などの検査領域、抗体医薬、細胞治療などがんや感染症治療の領域における活動を強化しております。日本を中心に米国・欧州・中国でも事業を展開しており、今後、新規技術の取り込みを行いつつ、海外での事業展開を更に強化・促進しようとして計画しています。

そうした対象者の事業計画は、当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます。）の創薬支援試薬・診断試薬事業と、目指す事業領域や地域及び事業推進の内容が概ね一致しており、両社の協業によりシナジー創出が見込めるものと判断し、平成25年3月12日付け「株式会社医学生物学研究所との資本業務提携契約の締結及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」でお知らせしたとおり、対象者が有する抗体・抗原・遺伝子関連技術や試薬開発の技術と当社グループのライフサイエンス材料技術を融合し、当社グループの創薬支援試薬・診断試薬事業の取り組みを加速させるとともに、両社の協業及び対象者の事業の拡大を通じてライフサイエンス分野の発展に貢献することを目的として、両社は同日付けで資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。その際、当社は、対象者が第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）により新たに発行した株式8,704,000株（本第三者割当増資後の発行済株式総数に対する割合：33.4%、所有議決権割合：33.7%）を平成25年3月29日に1株につき517円で全て引き受け、現在に至っております。

（平成25年3月12日締結の本資本業務提携契約の内容の概要）

(a) 当社は、対象者が本第三者割当増資により新たに発行する株式の全てを引き受けるとともに、当社及び対象者は、以下の項目について業務提携を推進する。

ラテックス粒子関連試薬開発

エピゲノム分野における創薬支援ツール開発

当社グループが有する海外インフラの活用

その他（当社グループ及び対象者がそれぞれ進めているライフサイエンス分野における研究者ネットワーク及び共同開発案件の統合）

（注1） ラテックス粒子とは、主に合成ゴムやポリスチレンなどの素材をごく微細な粒子に加工したもので、診断用医薬品の担体として、又はバイオテクノロジー研究に広く一般的に用いられています。

（注2） エピゲノムとは、DNAの機能を制御する、塩基配列のメチル化やヒストンのアセチル化など様々なDNA修飾の総体を示します。発生、再生、老化、遺伝、疾患といった生命現象に深く関与しています。

なお、平成25年3月12日締結の本資本業務提携契約においては、以下のとおり、さらなる資本提携の可能性について将来的に両当事者間で誠実に協議することとしておりました。

(b) 当社及び対象者は、本資本業務提携契約の締結から2年後を目途として、当社による対象者への出資比率の過半数超への引き上げを含むさらなる資本提携を進めることにつき、誠実に協議する。なお、当該出資比率の引き上げによって対象者が当社の完全子会社とならない限り、当社は、対象者が上場維持可能なように最大限配慮する。

(c) 当社は、本第三者割当増資の効力発生から2年間（ただし、本資本業務提携契約の有効期間中に限る。）、対象者の事前の書面による承諾なくして、本第三者割当増資において引き受けた株式を譲渡・売却してはならない。

その後、両社はシナジーを最大化するべく、業務提携に合意した分野における提携内容、条件、実施時期、その他の分野における業務提携の可能性や事業展開の可能性等について緊密に協議・検討をし、業務提携に取り組んでまいりました。

具体的には、ラテックス粒子試薬開発分野においては、対象者の保持するがん検出に有効な抗体を活用し、当社グループの保持する高性能ラテックス技術と融合することで試薬を開発中であり、中国市場でのビジネス化の実現に取り組んでいます。成長する中国市場においては、今後更に対象者の保持する多数の抗体を活用した疾患特異的な試薬の開発需要は大きく、また抗体の選定と粒子と抗体のマッチングを迅速に行うことがビジネス獲得の重要事項であり、より緊密な両社の連携が重要であると認識しております。

エピゲノム分野における創薬支援ツール開発分野においては、基礎研究用試薬Exocap（エクソキャップ）の共同研究に着手し、両社の試薬開発力の融合により培養上清向けの製品の上市を実現しました。市場からのフィードバックにより、同分野は高成長が今後期待される分野であることが確認できたと共に、対象となる製品についても、尿及び血清向けの需要が存在し、多数の製品開発が求められることも分かりました。また、同技術を活用した疾患特異的な製品及び診断薬の需要も確認できました。これらの需要に対応するためには、両社の保持する研究ネットワークを最大限活用し、対象者の保持する多数の抗体ライブラリーから最適な製品を選択し、また抗体の開発製造技術を活用し、より協調を深めて共同研究・開発することが必要であると考えています。

対象者は、新たな事業領域として、消化管・粘膜免疫を中心としたライフサイエンス技術の統合領域としてシステムイノベーションを立ち上げ、新たな研究支援試薬・診断薬・治療薬シーズ及び食・サプリメントの開発に着手しています。この領域においても、両社の保持する技術、研究ネットワークの活用が重要であると考えています。

更に海外インフラ活用の分野では、欧米市場における共同マーケティングの実現に着手しています。共同マーケティングを通じて変化の激しい欧米市場の動向を適切に捉え、当該動向に沿って両社の協調を更に加速化させることで、欧米市場におけるポジションを確保することができると認識しております。

これらの過程を経て、当社及び対象者は、国内を含めたグローバルにおける競争環境の変化に対応するためには事業基盤の更なる強化が不可欠であり、その実現のためには、両社がより強固な資本関係のもと同一グループとして協力し、両社の経営資源を有効に活用して一層の事業シナジーを創出することが必要であるとの認識に至りました。そして、当社及び対象者は、本資本業務提携契約の締結から2年後を目途とした当社による対象者への出資比率の引き上げを含むさらなる資本提携を進めることについての協議を、平成26年12月から本格的に開始し、かかる協議の結果、平成27年2月9日、本公開買付けの方法により資本業務提携関係を強化することを決定しました。

対象者が当社の持分法適用関連会社から連結子会社になることで、事業の基盤となる経営資源の開示、提供等を通じて、より強固な連携を実現し、開発と事業の両面におけるシナジーが期待できます。

なお、シナジー効果としては、現時点で以下のものを考えています。

( ) 製造分野におけるシナジー

当社グループが上市した基礎研究用試薬 E x o C a p (エクソキャップ) を対象者が生産することで、生産の効率化及び低コストオペレーションを実現し、市場競争力を高めます。また、今後開発、上市する製品の製造拠点として対象者の設備及びノウハウを活用することで、低コストオペレーション及び上市までの時間の短縮化を図ります。

( ) 開発分野におけるシナジー

・エピゲノムプロジェクトの事業化の推進

当社グループの保持するエクソソーム関連試薬技術と、対象者の保持する抗体技術を活用し、体外診断薬 ( I V D ) 化を目標とする疾患特異的なエクソソーム捕捉試薬及び新規 n c R N A、並びにバイオマーカー及び創薬ターゲットの探索にも有用な解析ツールの開発による事業化を推進し、先端的な研究分野であるエピゲノム市場におけるグローバル展開を図ります。

・人材交流等による開発力・評価力の強化

当社グループにおける海外研究者と対象者における国内研究者の交流、当社グループや対象者の評価パートナーの活用により、開発に係る技術・ノウハウを更に向上・強化させ、新規製品開発と製品評価を加速します。

(注) エクソソームとは、人体を形成する細胞から放出される小粒子で、細胞間のメッセンジャー機能を有し老化・疾患に関与していると考えられています。

( ) 営業分野におけるシナジー

・顧客ネットワークの統合

当社グループと対象者の顧客ネットワークを統合することで、販路の拡大を図ります。

・米国チャネル活用によるシェアの拡大

対象者の米国チャネルを活用することで、最大市場である米国における E x o C a p (エクソキャップ) のシェアの拡大を図ります。

・営業体制の統合による効率化、品揃えの強化

当社グループと対象者の営業体制を統合することにより、より効率的な運営を目指すと同時に、統合による品揃えの強化により販売機会の増加を図ります。

( ) 海外展開におけるシナジー

・米国展開の強化

米国については、対象者の保持する米国拠点を中心に、当社グループの保持するサンディエゴのラボと対象者の保持するボストンのラボを機能分担することで有効活用し、開発及び販売・マーケティング活動を強化します。

・欧州展開の加速化

欧州については、当社の保持するベルギー子会社を販売・マーケティング拠点として活用することで、ライフサイエンス分野の事業展開を加速化させます。

本公開買付けの成立後の経営方針については、両社で上記のシナジー効果を上げるためにプロジェクトチームを組成し、各部門において個別に具体的なシナジー効果を検討することで、シナジーの早期実現・発揮に向けて取り組んでまいります。

なお、本書提出日現在、対象者取締役6名のうち1名は当社の代表取締役を兼務しておりますが、本公開買付けの成立後の経営体制、役員構成については、当社から半数の役員を派遣することを含め、シナジー効果を早期に実現していくために最適な体制を検討していく予定です。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社が対象者株式8,704,000株（株式所有割合：33.18%）を所有して、対象者を持分法適用関連会社としていること、及び対象者に対して当社から取締役1名（佐藤穂積氏）を派遣していることを考慮し、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下に述べる措置を講じております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

#### 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。当社が野村證券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成27年2月6日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者株式は市場株価が存在することから市場株価分析を、また将来の事業活動の状況を評価に反映したディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を用いて対象者の株式価値評価分析を行ったとのことです。上記各手法において分析された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析 : 433円～496円

DCF分析 : 517円～783円

市場株価分析では、本公開買付け公表前営業日である平成27年2月6日を基準として、JASDAQにおける対象者株式の直近1か月間の取引成立日の終値の単純平均値433円（小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近3か月間の取引成立日の終値の単純平均値476円、及び直近6か月間の取引成立日の終値の単純平均値496円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を433円から496円までと分析しているとのことです。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成27年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を517円から783円までと分析しているとのことです。なお、上記DCF分析の算定の基礎となる事業計画には、従来から行ってきた測定機器の戦略的拡販、測定機器に搭載する試薬のラインナップ拡充など、試薬販売のプラットフォーム確立による体外診断用医薬品の売上拡大、Luminex®技術を基盤とする製品拡大をはじめとした遺伝子検査試薬の開発・販売拡大、海外拠点の製造・販売機能の強化を進めることによる米国・欧州・中国を中心とした海外での事業展開の加速、消化管・粘膜免疫を中心としたライフサイエンス技術の統合領域としてのシステムイムノロジー立ち上げなど、研究支援試薬・診断薬・治療薬シーズ及び食・サプリメントの開発による新たな事業領域における売上拡大等により、平成26年度における連結営業利益789百万円の赤字予想に対し、平成27年度は黒字化することを見込み、平成28年度から平成30年度にかけては、各年度とも対前年度比較において大幅な増益となることを見込んでいることなど、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。

（注）三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者株式の株式価値の分析に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、平成27年2月6日までの上記情報を反映したものであるとのことです。

#### 対象者における当社から独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社から独立したリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、同法律事務所は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見等については、平成27年2月9日開催の対象者取締役会において、対象者取締役全6名のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない1名を除く取締役5名の全員一致により決議したとのことです。すなわち、対象者取締役のうち、佐藤穂積氏は当社の代表取締役を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者が当社の連結子会社となることで、当社グループ及び対象者の間で進めているライフサイエンス分野における協力関係を深化させることができると考え、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書の内容・分析結果を参考にしつつ、対象者における当社から独立したリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所からの助言を踏まえたうえで、平成27年2月9日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、対象者が公開買付者の連結子会社となることで期待できるシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、上記対象者取締役会においては、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書に照らせば本公開買付価格は株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれていることから、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられ、また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、対象者株主の皆様において本公開買付け後も引き続き対象者株式をJASDAQにおいて売却する機会が維持されることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会では、対象者監査役3名全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明したとのことです。

#### (4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは、現時点で予定しておりません。他方、本公開買付けによって連結子会社化の目的を達成するに至らない場合、対象者に対応方針を協議する予定ですが、現時点で、具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得する具体的な予定はありません。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場しております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限(4,674,000株(株式所有割合:17.82%))を設定しておりますので、本公開買付け後の、当社の対象者株式の所有株式数は、最大で13,378,000株(株式所有割合:51.00%)にとどまる予定であり、当社及び特別関係者(ただし、小規模所有者及び対象者を除きます。)の対象者株式の所有株式数は、最大で14,205,402株(株式所有割合:54.16%)にとどまる予定です。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続きJASDAQにおける上場が維持される予定です。

#### (6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1) 【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年2月10日（火曜日）から平成27年3月11日（水曜日）まで（21営業日）
公告日	平成27年2月10日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

###### 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成27年3月24日（火曜日）までとなります。

###### 【期間延長の確認連絡先】

連絡先 J S R 株式会社  
 東京都港区東新橋一丁目9番2号  
 03(6218)3500(代表)  
 経理財務部長 藤本 隆  
 確認受付時間 平日10時から17時まで

##### (2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金600円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付に関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>野村證券は、本公開買付における算定手法を検討した結果、市場株価平均法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成27年2月6日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：421円～495円          DCF法：380円～793円</p> <p>市場株価平均法では、平成27年2月5日を算定基準日として、対象者株式のJASDAQにおける基準日終値423円、直近1週間の終値単純平均値421円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近1か月間の終値単純平均値436円、直近3か月間の終値単純平均値478円及び直近6か月間の終値単純平均値495円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、421円から495円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成27年3月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、380円から793円までと分析しております。</p>

	<p>なお、DCF法の前提とした対象者の事業計画においては、測定機器と一体となった体外診断用医薬品の売上拡大、遺伝子検査試薬の開発・販売拡大、国内外を含めたライフサイエンス技術の統合領域としてのシステムイノベーション立ち上げを中心とした事業領域の拡大等により、平成26年度における連結営業利益789百万円の赤字予想に対し平成28年度以降黒字化し、それ以降の事業計画期間においては、対前年度比較において大幅な増益を見込んでおります。</p> <p>当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近1か月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者と慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終的に平成27年2月9日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり600円とすることを決定いたしました。</p> <p>本公開買付け価格である1株当たり600円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年2月6日の対象者株式のJASDAQにおける終値420円に対して42.86%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）、平成27年2月6日までの直近1週間の終値単純平均値421円に対して42.52%、平成27年2月6日までの直近1か月の終値単純平均値433円に対して38.57%、平成27年2月6日までの直近3か月の終値単純平均値476円に対して26.05%及び平成27年2月6日までの直近6か月の終値単純平均値496円に対して20.97%のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成27年2月9日の対象者株式のJASDAQにおける終値423円に対して41.84%のプレミアムを加えた金額となります。</p> <p>なお、対象者の平成25年3月12日付け「J S R株式会社との資本業務提携契約の締結及び第三者割当増資による新株式発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」と題するプレスリリースに記載のとおり、対象者は、平成25年3月29日を払込期日として、当社を割当先とする第三者割当による新株式8,704,000株の発行を1株につき517円で行いました。</p> <p>本公開買付け価格（600円）と当該第三者割当による1株当たりの価格（517円）との間には、83円の差異が生じております。これは、主に当該第三者割当が行われた時点以降の対象者株式の株価の動向に加え、本公開買付け価格（600円）には対象者株主による本公開買付けへの応募を促すため、当該第三者割当時と異なるプレミアムが付されているためです。</p>
算定の経緯	<p>（本公開買付け価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社及び対象者は、国内を含めたグローバルにおける競争環境の変化に対応するためには事業基盤の更なる強化が不可欠であり、その実現のためには、両社がより強固な資本関係のもと同一グループとして協力し、両社の経営資源を有効に活用して一層の事業シナジーを創出することが必要であるとの認識に至りました。そして、当社及び対象者は、本資本業務提携契約の締結から2年後を目途とした当社による対象者への出資比率の引き上げを含むさらなる資本提携を進めることについての協議を、平成26年12月から本格的に開始し、かかる協議の結果、平成27年2月9日、本公開買付けの方法により資本業務提携関係を強化することを決定しました。</p> <p>対象者が当社の持分法適用関連会社から連結子会社になることで、事業の基盤となる経営資源の開示、提供等を通じて、より強固な連携を実現し、開発と事業の両面におけるシナジーが期待できます。詳細については、前記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。</p> <p>当社は、かかる理解のもと、以下の経緯により本公開買付け価格を決定いたしました。</p> <p>第三者算定機関からの株式価値算定書の取得</p> <p>当社は本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p>



	<p>当該意見の概要</p> <p>野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：421円～495円          DCF法：380円～793円</p> <p>当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近1か月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者と慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終的に平成27年2月9日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり600円とすることを決定いたしました。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,674,000（株）	-（株）	4,674,000（株）

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,674,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,674,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	4,674
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月10日現在)(個)(d)	8,704
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月10日現在)(個)(g)	827
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	165
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年12月31日現在)(個)(j)	25,800
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	17.82
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	51.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(4,674,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月10日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、小規模所有者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。また、「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月10日現在)(個)(g)」のうち、各特別関係者(ただし、小規模所有者を除きます。)が所有する対象者の新株予約権の目的となる対象者株式の数(165,000株)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月10日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年12月31日現在)(個)(j)」は、第46期第3四半期報告書に記載された平成26年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、第46期第3四半期報告書に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(26,059,000株)に、新株予約権(376個:対象者によれば、対象者が平成26年6月25日に提出した第45期有価証券報告書に記載された平成26年5月31日現在の新株予約権の数(376個)から変更はないとのこと)の目的となる対象者株式の数(376,000株)を加え、平成27年3月期第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(204,248株)を控除した株式数(26,230,752株)に係る議決権の数(26,230個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株式の取得につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは、本株式取得をすることができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（事前届出受理の日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成27年1月20日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同20日をもって受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成27年2月19日の経過をもって、取得禁止期間は満了する予定です。なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が満了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、事前届出に関し、（ ）公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる排除措置命令の事前通知を受けた場合、（ ）措置期間が満了しない場合、又は、（ ）公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

### (3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

#### (注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村証券に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人

<発行から6か月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの） 福祉手帳（各種） 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの） 在留カード 特別永住者証明書

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村証券より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人

登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主

外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

#### (注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コールカスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
（その他の野村証券株式会社全国各支店）

## (3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

## (4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	2,804,400,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	90,000,000
その他(c)	4,500,000
合計(a) + (b) + (c)	2,898,900,000

（注1） 「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（4,674,000株）に本公開買付価格（600円）を乗じた金額を記載しております。

（注2） 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

（注3） 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

（注4） その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

（注5） 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	6,453,331
計(a)	6,453,331

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)				

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

6,453,331千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

### 10【決済の方法】

#### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

#### (2)【決済の開始日】

平成27年3月18日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成27年3月31日(火曜日)となります。

#### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

#### (4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等の口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)

### 11【その他買付け等の条件及び方法】

#### (1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,674,000株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,674,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとし、ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事実の記載が欠けていることが判明した場合であって、当社が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、( )公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、( )措置期間が満了しない場合、又は( )公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。



(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計	-		

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

#### (2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月17日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日） 平成27年2月6日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

J S R株式会社  
（東京都港区東新橋一丁目9番2号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成27年2月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9,396(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	166		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	9,562		
所有株券等の合計数	9,562		
(所有潜在株券等の合計数)	(166)		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式204,248株を保有していますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数31個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月10日現在)(個)(g)」及び「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」に含めておりません。

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成27年2月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8,704(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	8,704		
所有株券等の合計数	8,704		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

（平成27年2月10日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	692（個）	（個）	（個）
新株予約権証券	166		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券（ ）			
株券等預託証券（ ）			
合計	858		
所有株券等の合計数	858		
（所有潜在株券等の合計数）	（166）		

（注1） 特別関係者である対象者は、対象者株式204,248株を保有していますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

（注2） 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数31個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年2月10日現在）（個）(g)」及び「gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

（平成27年2月10日現在）

氏名又は名称	株式会社医学生物学研究所
住所又は所在地	名古屋市中区栄四丁目5番3号
職業又は事業の内容	臨床検査薬及び基礎研究用試薬の研究・開発及び製造・販売並びにこれらに関連する各種機器及び器具の販売
連絡先	連絡者 株式会社医学生物学研究所 連絡場所 名古屋市中区栄四丁目5番3号 電話番号 052-238-1901（代表）
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

（平成27年2月10日現在）

氏名又は名称	西田 克彦
住所又は所在地	名古屋市中区栄四丁目5番3号（対象者の所在地）
職業又は事業の内容	株式会社医学生物学研究所 代表取締役会長
連絡先	連絡者 株式会社医学生物学研究所 連絡場所 名古屋市中区栄四丁目5番3号 電話番号 052-238-1901（代表）
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年2月10日現在)

氏名又は名称	佐々木 淳
住所又は所在地	名古屋市中区栄四丁目5番3号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	株式会社医学生物学研究所 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社医学生物学研究所 連絡場所 名古屋市中区栄四丁目5番3号 電話番号 052-238-1901(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年2月10日現在)

氏名又は名称	林 通宏
住所又は所在地	名古屋市中区栄四丁目5番3号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	株式会社医学生物学研究所 常務取締役
連絡先	連絡者 株式会社医学生物学研究所 連絡場所 名古屋市中区栄四丁目5番3号 電話番号 052-238-1901(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年2月10日現在)

氏名又は名称	山田 公政
住所又は所在地	名古屋市中区栄四丁目5番3号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	株式会社医学生物学研究所 取締役
連絡先	連絡者 株式会社医学生物学研究所 連絡場所 名古屋市中区栄四丁目5番3号 電話番号 052-238-1901(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年2月10日現在)

氏名又は名称	清水 喜久男
住所又は所在地	名古屋市中区栄四丁目5番3号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	株式会社医学生物学研究所 常勤監査役
連絡先	連絡者 株式会社医学生物学研究所 連絡場所 名古屋市中区栄四丁目5番3号 電話番号 052-238-1901(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年2月10日現在)

氏名又は名称	河地 富晴
住所又は所在地	名古屋市中区栄四丁目5番3号(対象者の所在地)
職業又は事業の内容	株式会社医学生物学研究所 社外監査役
連絡先	連絡者 株式会社医学生物学研究所 連絡場所 名古屋市中区栄四丁目5番3号 電話番号 052-238-1901(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

株式会社医学生物学研究所

(平成27年2月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式204,248株を保有していますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

西田 克彦

(平成27年2月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	597(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	163		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	760		
所有株券等の合計数	760		
(所有潜在株券等の合計数)	(163)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式45,102株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数45個を含めております。

佐々木 淳

(平成27年2月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	35 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	1		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	36		
所有株券等の合計数	36		
(所有潜在株券等の合計数)	(1)		

林 通宏

(平成27年2月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	1		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	25		
所有株券等の合計数	25		
(所有潜在株券等の合計数)	(1)		

(注1) 林通宏は小規模所有者に該当しますので、林通宏の「所有株券等の合計数」及び「所有潜在株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月10日現在)(個)(g)」及び「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」に含めておりません。



山田 公政

(平成27年2月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式1,244株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 山田公政は小規模所有者に該当しますので、山田公政の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月10日現在)(個)(g)」に含めておりません。

清水 喜久男

(平成27年2月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	30(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	1		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	31		
所有株券等の合計数	31		
(所有潜在株券等の合計数)	(1)		

河地 富晴

(平成27年2月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 河地富晴は小規模所有者に該当しますので、河地富晴の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月10日現在)(個)(g)」に含めておりません。

## 2【株券等の取引状況】

### (1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

当社及び対象者は、平成25年3月12日付けで本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約の内容については、前記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

## 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書の内容・分析結果を参考にしつつ、対象者における当社から独立したリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所からの助言を踏まえ、平成27年2月9日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、対象者が公開買付者の連結子会社となることで期待できるシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのこと。また、上記対象者取締役会においては、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書に照らせば本公開買付価格が株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられ、また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、対象者株主の皆様において本公開買付け後も引き続き対象者株式をJASDAQにおいて売却する機会が維持されることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのこと。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び前記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

#### (2) 本資本業務提携契約の締結

当社及び対象者は、平成25年3月12日付けで本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約の内容については、前記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

## 2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 J A S D A Q						
	月別	平成26年 8月	9月	10月	11月	12月	平成27年 1月
最高株価	483	852	644	561	534	497	426
最低株価	382	490	466	491	440	414	419

(注) 平成27年2月については、2月9日までのものです。

## 3【株主の状況】

### (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									-
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合(%)								100	-

### (2)【大株主及び役員の所有株式の数】

#### 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

#### 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

#### 4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第44期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月26日東海財務局長に提出

事業年度 第45期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月25日東海財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第46期第3四半期報告書（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日） 平成27年2月6日東海財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社医学生物学研究所

（名古屋市中区栄四丁目5番3号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### 5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

#### 6【その他】

該当事項はありません。